

平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2017（平成29）年3月21日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 南 雲 芳 夫

最終準備書面（第2分冊）国の責任 第3章「津波対策に関する規制権限不行使の違法性」の「第5 回避可能性」に関して、建屋自体及び内部の重要機器の設置された部屋の水密化により全交流電源喪失の回避が可能であったことについて陳述します。

1 対策が講じられていなかった開口部も相当の防護機能を果たしたこと

1～3号機のタービン建屋の駆体部分については津波による損傷は確認されていません。建屋内への浸水経路は、「大物搬入口」「給気ルーバ」等の開口部であり、その内「大物搬入口」が主要な浸水経路でした。そして、そもそも、これらの開口部には津波に対する防護措置は全くなされていませんでした。

しかし、建屋の周囲における浸水深は、2～5メートル程度であったのに対して、建屋1階への浸水は、30～110センチメートルに留まり、外部の浸水深を大幅に下回りました。つまり、浸入口となった開口部も完全に破壊されたものではなく、浸水を防ぐ機能を相当程度果たしていたのです。

2 津波防護のためにシャッター構造を強度のある水密扉に交換すべきだったこと

大物搬入口は、そもそもシャッター式の構造に過ぎず津波の水圧等に対しても脆弱な構造でした。これに対して、原告らが主張する水密扉とは、水密機能のないシャッター構造の扉を全部撤去し、強度強化扉の設置とともに、新たに水密性のある扉を開口部全部に設置するというものです。

そして、2008年推計による最大の浸水深が4号機で約2.6メートルであったことからすれば、これを基準として必要とされる水密扉を設置することが求められますが、その際には、工学的に安全率を3以上に設定することは原子炉施設の通常の設計の在り方です（渡辺敦雄意見書）。

3 重要機器の設置された部屋の防護が多重に講じられるべきこと

さらに、万が一、建屋内への漏水が避けられなかったとしても、その漏水の程度は本件津波による浸水に比べても、ごく限定的なものに留まることとなります。よって、建屋自体の水密化とともに、重要機器が設置されていた部屋の水密化を行っていれば、非常用電源設備等の被水を避けることは十分に可能でした。

4 2008年推計への対応では本件津波の被害を回避ができなかったとの被告らの主張について

被告らは、本件津波は敷地東側から海水が大量に遡上をして建屋に及んでおり、津波による波圧が異なるとして、2008年推計に基づく防護措置を講じても本件津波による浸水は防げなかったとします。

しかし、本件津波の流況は、2008年推計による津波と同様に、敷地南側から北側に向かっての海水の流れが大きく卓越しており、敷地東側からの遡上の影響は限定的なものに留まっています。

また、今村意見書によっても、本件津波による圧力は 58 kN/m^2 と推定されるのに対して、2008年推計の最大の浸水深2.6メートルを前提として想定される圧力は約 78 kN/m^2 と算定されます。よって、2008年推計による津波を前提とした防護措置を講じていれば、津波の圧力という観点からしても、本件津波に対しても十分な防護機能が期待できたのです。 以上